

## 元の生活を返せ訴訟 第17回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第17回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第17回口頭弁論：5月23日（水）14：00から

同時開催：第17回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2016年5月23日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝  
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博  
共同代表 弁護士 広 田 次 男

### 第1 訴訟そのものの概要

#### 1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）  
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

被 告 国、東京電力株式会社

#### 2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次667人／2次483人／3次146人）

#### 3. 請求内容

##### ①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

##### ②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

##### ③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

## 第2 第17回口頭弁論の概要

### 1 更新弁論

#### ①原告

この4月で裁判官3名のうち、裁判長を含む2名が交代し、残った1名の裁判官が裁判長になりました。この新しく着任した裁判官に向けて、これまで訴訟の重要ポイントを説明し、理解させるための弁論を更新弁論と言います。

原告からは、①原告団長の主張、②弁護団から損害論の主張、③弁護団から責任論の主張の3点を述べます。

①原告団長からは、いわき市民が受けた被害やその訴えを端的に述べます。②損害論については、添付の文書を読んで下さい。「自主的」避難対象区域などとされたいわき市において、初期混乱期から現在まで、否定することができない深刻な被害が存続し続けていることが分かります。③責任論については、東電と国の加害責任を断罪します。たとえば、東電も国も「2002年」の「長期評価」により、福島第一原発の敷地高を超える津波が発生することを予見していました。国としては、国民の生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保するため、最新の知見等に適合した規制権限を適時かつ適切に行使しなければならず、たとえば、適切な津波対策を求める技術基準を定め、それに適合するよう命令する義務がありました。それら明確な義務を怠った国と東電の加害責任は重いのです。

#### ②被告東電、被告国

被告東電と被告国からもそれぞれ更新弁論が予定されています。

### 2 通常の弁論

#### ①原告

##### ・原告準備書面（32）初期混乱期以降の継続損害

この準備書面は、原告の皆様からいただいた陳述書（アンケート形式）に基づき作成した①統計結果と②自由記載欄に載っていた具体的被害の実態のまとめ、を中心にして作成したものです。

損害論には、時期的な区分として、①事故後の初期混乱期の損害と②その後の地域力低下等による継続的な損害に分けられます。今回の書面は②に関するものです（①は前回の期日で主張しました）。

いわき市は強制避難区域ではないが、低線量被ばくの健康影響についての未解明性などから、市民の放射線被ばくの不安は払拭されることはなく、また、同じ浜通りにある福島第一原発の事故が収束していないことへの不安などが現在も消えることなく存在しています。

そして、それらを、抽象的な説明ではなく、具体的事情や統計に基づき具

体的に説明しています。

・原告準備書面（33）被告東電の結果回避可能性について

2002年の「長期評価」による津波高さの試算及び2006年の溢水勉強会による浸水に関するシミュレーションにより、被告東電が、遅くとも2006年から津波対策をとっていれば、本件事故のような過酷事故を避けることができたことを、筒井哲郎氏ら3名のプラント設計の専門家の意見に基づき説明しています。

そして、行うべき対策工事の内容を説明したうえで、現に各地の原発で行われている対策工事を考慮して、その工事の具体的工程表を示し、震災までに十分工事が間に合ったことを説明しています。

この書面により、被告東電の結果回避義務違反がより明らかになったものです。

② 国・東電の主張

今回書面と証拠を提出していない。

4 第18回法廷

2016年7月13日（月）14時～

以 上